



# ROTARY CLUB OF OSAKA JONAN

## WEEKLY BULLETIN

創立 1969. 5. 30 会長 井上 裕 貴  
幹事 中谷 徹 雄 会報委員長 大原 文

RI 2660地区  
大阪城南ロータリークラブ

NO. 2224  
2015-3-27

事務所 〒542-0012 大阪市中央区  
谷町9丁目1番22号NK谷町ビル407号  
TEL(06)6796-9898 FAX(06)6796-9899  
http://www.osaka-johnan-rc.org/  
E-mail:johnan25@crocus.ocn.ne.jp  
例会場 シェラトン都ホテル大阪 上本町6-1-55  
TEL (06)6773-1111  
例会日 金曜日 12:30

### LIGHT UP ROTARY

### ロータリーに輝きを

2014-2015年度国際ロータリー会長 ゲイリー C.K. ホアン

### 本日の例会) 3月27日(第4例会)

- 卓話 「鉄と鋼のお話」  
私たちの生活に関わっています。  
“鉄と鋼”についてお話させていただきます。  
三宅善太郎会員

上田 豊(大阪南)  
伴井敬司(大阪難波)  
シェイ(青少年交換留学生)

### ◆ 会長挨拶 ◆

2月28日に地区ロータリー財団 補助金管理セミナーが開かれました。ロータリアンからロータリー財団に寄付されたお金は3年間運用された後、国際財団活動資金と地区財団活動資金に分けられ、グローバル補助金と地区補助金になり地区に戻ってきます。各クラブは必要に応じて各補助金を地区に申請して条件を満たせばもらえることとなります。2015年度から一部改正されました。それは運用がうまくいかなかった時に、運営経費をまかなうために5%を限度に年次寄金より差し引くことができることになりました。前年度は投資収益で運営費がまかなえた上で余剰金が出たそうです。次年度の地区補助金申請は4月中です。

### 次週のお知らせ) 4月3日(第1例会)

- 表彰・ホームクラブ連続皆出席
- お祝・誕生日 結婚記念日 入会記念日  
会社創立記念日
- 卓話 「雑誌月間に寄せて」  
上 敏郎会員  
(杉原茂雑誌・広報委員長担当)
- 理事会 11:30 ~ 12:10  
シェラトン都ホテル大阪 3階 ホワイエ
- 食膳 〈日本料理 花見弁当〉

### ◆ 交換留学生挨拶 ◆

シェイさん



みなさん こんにちは!  
今ははるやすみ! せんしゅう、私は長野に行きました。  
私と私のともだちはそりすべりに行きました。私のともだちはゆきをはじめて見ました。

かのじよはとてもわくわくでした。とても楽しかった!♡  
かようびに私と私の学校ともだちはユニバに行きました。それも楽しかった!  
らいしゅう、私たちちゅうがくせいはどうきょうに行く。わくわくする!!!  
ディズニーランドに行きます。楽しみ。  
ありがとうございました。

### 次々週のお知らせ) 4月10日(第2例会)

- 卓話 「私が内科医師になった経緯」  
浅井 晃会員  
(プログラム委員会担当)

### 先週の記事) 3月20日(第3例会)

- 出席報告  
出席会員 41名 (内免除会員 11名)  
会員総数 50名 (同上 16名)  
ゲスト 1名  
ビジター 3名  
計 45名  
ホームクラブ出席率 91.11%

3月6日(第1例会) 補正出席率 97.73% (MU 1名)

- ゲスト&ビジター(敬称略)  
北崎 隆(東京中央)

3月は識字率向上月間です!!

## 〈4つのテスト〉言行はこれに照らしてから

真実かどうか

みんなに公平か

好意と友情を深めるか

みんなのためになるかどうか

### 卓話

3月20日 <第3例会>

#### 「祭祀の主宰者について」



遠田義昭会員

人が亡くなることで、まず考えられることは葬式です。次に相続が始まります。これが通常の形態ですが、これに関連して祭祀の主宰者の選定という問題があり

ます。つまり、まず葬式を出す際の喪主であるとか、その後その人の法事や墓の管理をするについて誰が中心となって司るかという問題があります。

通常の場合では、自然に定まり、殆ど問題となることはありません。家族の中心人物か商売や事業の後継者が、祭祀の主宰者として自然に決まって行われています。

昔は長子相続といって、当然長男が後継者とみなされ、自然の流れとして喪主となり、その後の仏事、法事を司りました。長男がいない時は、場合に応じて妻か親、或いは兄弟等親族の中から選ばれますが、この場合あくまでも世間の例からみると例外とみられて進行していました。つまりこの場合は、その人が祭祀の主宰者になるのは(特に相続人以外の人になる場合)、その人が主宰者になった方が何かと好都合なので決まるのであります。事実、本来の相続人がいても、長子相続の時代に長男とは別な後継者が祭祀の主宰者となることがありました。

現在は長子相続の時代ではなく、長男でなくても後継者と思われる方が喪主を務めるようになり、むしろそれが普通と思われるようになっています。

この点に関する民法の法律はたった一つの条文があるだけで、後は運用に任せています。民法897条がその規定といわれています。

この条文によれば、祭祀の主宰者について本人の指定があればそれに従い、指定がない場合は慣習によって定められたところに従って主宰者となり、祭具、墳墓等を引き継いで祖先を祭ることになってい

ます。

そこで、本人が遺言等で指定しておいてくれれば後は簡単です。或いは本人が事前によく周囲の者に言うておけば、決まりとしては早く結論が出ると思われます。

この問題は、財産上の相続とは全く別で、財産上の相続の規定の適用はありません。然し、祭祀の主宰者を誰にするかを定めることは、主宰者は遺族の代表であり、遺族の顔であるので、遺族にとっては無関心たり得ないことです。かなり多数の親族の遺族や中規模以上の遺族の場合、色々な意味が生じ、その代表者の人物によって所謂格が上がって名誉になったり、人選を間違えるとその逆になることも生じるでしょう。

世間では個人同士の名誉や意地から意見が分かれることがあり、この様な場合、この規定を基に調停が申し立てられると調停に付され、それでもまとまらない場合には審判に付されて、最終的には家庭裁判所が決めることとなります。その場合、裁判所は亡くなられた方との親和関係、その方への慕情、愛情、感謝の気持ちや親族関係等諸般の事情を調査し、亡くなられた方がもし生きていた場合、この人になら指名したであろうと思われる人を祭祀の主宰者として指名するとされています。

主宰者に選ばれると、財産上の利得が得られるというより、むしろ遺族や親族の名誉のために何かと配慮することを求められるでしょう。また、一族の中より意見を求められること等が増えるので、責任が次第に大きくなることは自然のことであり、物心とも色々と負担が増えるものと考えておかねばなりません。

### にここ箱

3月20日 (第3例会)

- つまらない話をおきかせ致します。

遠田会員

- 他に早退お詫び1件、お祝い1件。

(編集担当 大原・宇津井)

会員増強にご協力を!!